

令和8年かすみがうら市議会第1回臨時会  
市長提出議案集

令和8年1月14日提出

かすみがうら市



かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 5 条関係)  
…………… (67～70)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 6 条関係)  
…………… (70～72)

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照  
表(第 7 条関係) …………… (72～73)

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照  
表(第 8 条関係) …………… (73～74)

議案第1号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する  
条例等の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の  
一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年1月14日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する  
条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
一部改正)

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条  
例(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に、「634,000円」を「655,000円」に、「740,000円」を「765,000円」に、「864,000円」を「893,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「10

0分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に、「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「、6月に支給する場合には100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に

改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900

17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	

67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			

	92	268,000	307,600	357,900			
	93	268,300	307,800	358,100			
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				

	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給与 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

### 別表第3（第5条関係）

#### 消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000

員以外 の職員	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900

29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400

54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	

79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500
86	312,500	331,200	355,900	398,800		
87	313,200	332,200	357,400	399,400		
88	313,900	333,200	358,800	400,000		
89	314,600	334,100	360,100	400,300		
90	315,300	335,400	361,300	400,800		
91	316,000	336,600	362,500	401,300		
92	316,700	337,800	363,800	401,800		
93	317,200	339,000	365,100	402,200		
94	318,100	340,300	366,600	402,600		
95	319,000	341,500	368,100	403,100		
96	319,800	342,700	369,500	403,600		
97	320,500	343,900	370,800	404,000		
98	321,400	345,200	372,000	404,500		
99	322,300	346,400	373,100	405,000		
100	323,200	347,600	374,300	405,400		
101	324,100	349,000	375,400	405,700		
102	325,100	349,900	376,500	406,100		
103	326,100	350,900	377,600	406,500		

104	327,000	352,000	378,700	406,800
105	327,800	353,100	379,900	407,100
106	328,400	354,200	380,400	407,600
107	329,000	355,200	381,000	408,100
108	329,600	356,200	381,600	408,600
109	330,100	357,400	382,200	408,900
110	330,600	358,400	382,700	409,400
111	331,000	359,400	383,100	409,900
112	331,500	360,300	383,600	410,400
113	332,300	361,200	384,000	410,700
114	332,900	362,100	384,400	411,200
115	333,600	363,000	384,900	411,700
116	334,200	364,000	385,400	412,200
117	334,800	365,000	385,800	412,600
118	335,500	365,400	386,300	413,100
119	336,200	366,000	386,900	413,500
120	336,900	366,600	387,400	414,000
121	337,500	366,900	387,600	414,400
122	337,800	367,300	388,100	
123	338,300	367,700	388,600	
124	338,800	368,100	389,000	
125	339,100	368,500	389,500	
126		368,900	390,000	
127		369,300	390,500	
128		369,700	391,000	

	129		370,100	391,300				
	130		370,500	391,800				
	131		370,900	392,300				
	132		371,300	392,800				
	133		371,500	393,100				
	134		372,000	393,600				
	135		372,300	394,000				
	136		372,600	394,400				
	137		372,900	394,700				
	138		373,300	395,100				
	139		373,800	395,600				
	140		374,300	396,100				
	141		374,600	396,400				
	142		375,100					
	143		375,600					
	144		376,100					
	145		376,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給与 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第6条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第12条の4中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号及び第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、

「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第23条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100

5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200

3 1	2 3 9, 8 0 0	2 7 6, 0 0 0
3 2	2 4 0, 9 0 0	2 7 6, 7 0 0
3 3	2 4 2, 0 0 0	2 7 7, 4 0 0
3 4	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 2 0 0
3 5	2 4 3, 8 0 0	2 7 9, 0 0 0
3 6	2 4 4, 8 0 0	2 7 9, 6 0 0
3 7	2 4 5, 8 0 0	2 8 0, 3 0 0
3 8	2 4 6, 7 0 0	2 8 1, 1 0 0
3 9	2 4 7, 6 0 0	2 8 1, 8 0 0
4 0	2 4 8, 4 0 0	2 8 2, 5 0 0
4 1	2 4 9, 2 0 0	2 8 3, 2 0 0
4 2	2 4 9, 9 0 0	2 8 3, 9 0 0
4 3	2 5 0, 5 0 0	2 8 4, 6 0 0
4 4	2 5 1, 1 0 0	2 8 5, 3 0 0
4 5	2 5 1, 8 0 0	2 8 6, 0 0 0
4 6	2 5 2, 4 0 0	2 8 6, 6 0 0
4 7	2 5 3, 0 0 0	2 8 7, 3 0 0
4 8	2 5 3, 6 0 0	2 8 7, 9 0 0
4 9	2 5 4, 1 0 0	2 8 8, 6 0 0
5 0	2 5 4, 7 0 0	2 8 9, 2 0 0
5 1	2 5 5, 3 0 0	2 8 9, 9 0 0
5 2	2 5 5, 8 0 0	2 9 0, 6 0 0
5 3	2 5 6, 2 0 0	2 9 1, 1 0 0
5 4	2 5 6, 6 0 0	2 9 1, 7 0 0
5 5	2 5 6, 9 0 0	2 9 2, 3 0 0
5 6	2 5 7, 2 0 0	2 9 3, 0 0 0

57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800

83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100

109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

別表第3を次のように改める。

別表第3（第27条関係）

自動車等の使用距離	日額（円）	月限度額（円）
片道2km以上5km未満	100	2,000
片道5km以上10km未満	200	4,200
片道10km以上15km未満	350	7,300
片道15km以上20km未満	500	10,400
片道20km以上25km未満	640	13,500

片道25km以上30km未満	790	16,600
片道30km以上35km未満	940	19,700
片道35km以上40km未満	1,090	22,800
片道40km以上45km未満	1,230	25,900
片道45km以上50km未満	1,390	29,100
片道50km以上55km未満	1,540	32,300
片道55km以上60km未満	1,690	35,500
片道60km以上	1,840	38,700

第8条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第23条第2項中「6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第27条関係）

自動車等の使用距離	日額（円）	月限度額（円）
片道2km以上5km未満	100	2,000
片道5km以上10km未満	200	4,200
片道10km以上15km未満	350	7,300
片道15km以上20km未満	500	10,400
片道20km以上25km未満	640	13,500
片道25km以上30km未満	790	16,600
片道30km以上35km未満	940	19,700
片道35km以上40km未満	1,090	22,800

片道40km以上45km未満	1, 230	25, 900
片道45km以上50km未満	1, 390	29, 100
片道50km以上55km未満	1, 540	32, 300
片道55km以上60km未満	1, 690	35, 500
片道60km以上65km未満	1, 840	38, 700
片道65km以上70km未満	2, 010	42, 200
片道70km以上75km未満	2, 180	45, 700
片道75km以上80km未満	2, 340	49, 200
片道80km以上85km未満	2, 510	52, 700
片道85km以上90km未満	2, 680	56, 200
片道90km以上95km未満	2, 840	59, 600
片道95km以上100km未満	3, 000	63, 000
片道100km以上	3, 160	66, 400

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正

後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与又は報酬の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例、改正後の特別職条例、改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、第3条の規定による改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例及び第7条の規定による改正前のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の任期付職員条例、改正後の特別職条例、改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

## 議案第2号

### 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,793,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和8年1月14日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,434,331	332,121	3,766,452
	2 国庫補助金	1,479,637	332,121	1,811,758
16 県支出金		1,673,468	47,942	1,721,410
	2 県補助金	563,788	47,942	611,730
20 繰越金		468,871	99,034	567,905
	1 繰越金	468,871	99,034	567,905
21 諸収入		309,862	104	309,966
	5 雑入	264,315	104	264,419
歳入合計		19,314,207	479,201	19,793,408

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		146,465	1,833	148,298
	1 議 会 費	146,465	1,833	148,298
2 総 務 費		3,100,410	11,543	3,111,953
	1 総 務 管 理 費	2,498,492	6,889	2,505,381
	2 徴 税 費	402,125	3,139	405,264
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	106,815	1,515	108,330
3 民 生 費		7,474,573	176,034	7,650,607
	1 社 会 福 祉 費	3,854,993	16,665	3,871,658
	2 児 童 福 祉 費	2,778,156	153,271	2,931,427
	3 生 活 保 護 費	841,424	6,098	847,522
4 衛 生 費		1,133,799	2,339	1,136,138
	1 保 健 衛 生 費	1,133,799	2,339	1,136,138
5 農 林 水 産 業 費		803,721	17,316	821,037
	1 農 業 費	786,000	17,316	803,316
6 商 工 費		615,598	226,263	841,861
	1 商 工 費	615,598	226,263	841,861
7 土 木 費		1,335,417	10,066	1,345,483
	1 土 木 管 理 費	112,460	6,641	119,101
	2 道 路 橋 梁 費	598,827	85	598,912
	4 都 市 計 画 費	618,977	3,340	622,317
8 消 防 費		963,099	27,485	990,584
	1 消 防 費	963,099	27,485	990,584

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		1,712,363	6,322	1,718,685
	1 教 育 総 務 費	274,911	3,260	278,171
	4 社 会 教 育 費	249,056	3,062	252,118
歳 出 合 計		19,314,207	479,201	19,793,408

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給に要する経費	13,200
3 民生費	2 児童福祉費	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給に要する経費	7,500
6 商工費	1 商工費	かすみエール生活応援商品券交付に要する経費	226,037
合 計			246,737

第 3 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税運営支援業務委託	令和7年度から令和8年度	12,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	0	5,757,691
2 地 方 譲 与 税	238,271	0	238,271
3 利 子 割 交 付 金	5,010	0	5,010
4 配 当 割 交 付 金	34,946	0	34,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,284	0	56,284
6 法 人 事 業 税 交 付 金	98,336	0	98,336
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118,680	0	118,680
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,320	0	28,320
10 地 方 特 例 交 付 金	30,776	0	30,776
11 地 方 交 付 税	4,160,000	0	4,160,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,166	0	5,166
13 分 担 金 及 び 負 担 金	60,552	0	60,552
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,359	0	50,359
15 国 庫 支 出 金	3,434,331	332,121	3,766,452
16 県 支 出 金	1,673,468	47,942	1,721,410
17 財 産 収 入	29,635	0	29,635
18 寄 附 金	307,001	0	307,001
19 繰 入 金	563,480	0	563,480
20 繰 越 金	468,871	99,034	567,905
21 諸 収 入	309,862	104	309,966

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	861,100	0	861,100
歳 入 合 計	19,314,207	479,201	19,793,408

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	146,465	1,833	148,298				1,833
2 総 務 費	3,100,410	11,543	3,111,953				11,543
3 民 生 費	7,474,573	176,034	7,650,607	152,215			23,819
4 衛 生 費	1,133,799	2,339	1,136,138	1,811			528
5 農 林 水 産 業 費	803,721	17,316	821,037			104	17,212
6 商 工 費	615,598	226,263	841,861	226,037			226
7 土 木 費	1,335,417	10,066	1,345,483				10,066
8 消 防 費	963,099	27,485	990,584				27,485
9 教 育 費	1,712,363	6,322	1,718,685				6,322
10 災 害 復 旧 費	2	0	2				
11 公 債 費	1,998,760	0	1,998,760				
12 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	19,314,207	479,201	19,793,408	380,063		104	99,034

## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	437,490	227,848	665,338	1 総 務 費 補 助 金	227,848	重点支援地方交付金
2民生費国庫補助金	736,730	104,273	841,003	2 児 童 福 祉 費 補 助 金	104,273	物価高対応子育て応援手当事業費補助金 101,600 物価高対応子育て応援手当事務費補助金 2,673
計	1,479,637	332,121	1,811,758			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2民生費県補助金	236,776	47,942	284,718	4 児 童 福 祉 費 補 助 金	47,942	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金
計	563,788	47,942	611,730			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	468,871	99,034	567,905	1 繰 越 金	99,034	前年度繰越金
計	468,871	99,034	567,905			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

6雑入	231,491	104	231,595	1 雑 入	104	茨城県農林振興公社委託金
計	264,315	104	264,419			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	146,465	1,833	148,298				1,833	2 給 料	803	<b>01 職員等人件費</b>	<b>1,581</b>
								3 職 員 手 当 等	624	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>1,581</b>
								4 共 済 費	406	2 一般職給料	803
										3 通勤手当	14
										3 期末手当	193
										3 勤勉手当	149
										3 地域手当	16
										4 共済組合負担金	406
										<b>02 市議会運営事業</b>	<b>252</b>
										<b>0201 市議会運営に要する経費</b>	<b>252</b>
										3 議員期末手当	252
計	146,465	1,833	148,298				1,833				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一 般 管 理 費	1,054,086	6,889	1,060,975				6,889	3 職 員 手 当 等	6,889	<b>01 職員等人件費</b>	<b>6,889</b>
										<b>0101 職員等人件費</b>	<b>6,889</b>
										3 特別職期末手当	79
										3 退職手当	6,810
計	2,498,492	6,889	2,505,381				6,889				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税 務 総 務 費	294,910	3,085	297,995				3,085	2 給 料	1,372	<b>01 職員等人件費</b>	<b>3,085</b>
								3 職 員 手 当 等	272	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>3,085</b>
								4 共 済 費	1,441	2 一般職給料	1,372
										3 期末手当	142
										3 勤勉手当	118
										3 地域手当	12
										4 共済組合負担金	1,441
2 賦 課 費	80,468	△11	80,457				△11	1 報 酬	25	<b>01 市税賦課事務事業</b>	<b>△11</b>
								3 職 員 手 当 等	6	<b>0101 市税賦課事務に要する経費</b>	<b>△11</b>
								4 共 済 費	△18	1 会計年度任用職員（事務補助）報酬	25
								8 旅 費	△24	3 会計年度任用職員期末手当	3
										3 会計年度任用職員勤勉手当	3
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料	△13
										4 会計年度任用職員共済短期給付負担金	△5
										8 会計年度任用職員費用弁償	△24
3 徴 収 費	26,747	65	26,812				65	1 報 酬	48	<b>01 収入未済額縮減対策事業</b>	<b>65</b>

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(3徴収費)							3 職員手当等	17	<b>0101 収入未済額縮減対策に要する経費</b> 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 48 3 会計年度任用職員期末手当 9 3 会計年度任用職員勤勉手当 8	<b>65</b>	
計	402,125	3,139	405,264							3,139	

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	106,815	1,515	108,330				1,515	2 給料	706	<b>01 職員等人件費</b>	<b>1,515</b>
								3 職員手当等	262	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>1,515</b>
								4 共済費	547	2 一般職給料	706
										3 通勤手当	8
										3 期末手当	158
										3 勤勉手当	82
										3 地域手当	14
										4 共済組合負担金	547
計	106,815	1,515	108,330				1,515				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	347,380	11,738	359,118				11,738	2 給料	5,210	<b>01 職員等人件費</b>	<b>11,738</b>
								3 職員手当等	3,902	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>11,738</b>
								4 共済費	2,626	2 一般職給料	5,210
										3 期末手当	2,779
										3 勤勉手当	1,041
										3 地域手当	82
										4 共済組合負担金	2,626
3 老人福祉費	75,668	109	75,777				109	1 報酬	92	<b>01 高齢者対策事業</b>	<b>109</b>
								3 職員手当等	17	<b>0102 長寿社会づくりに要する経費</b>	<b>109</b>
										1 会計年度任用職員（事務補助）報酬	92
										3 会計年度任用職員期末手当	9
										3 会計年度任用職員勤勉手当	8
4 介護保険費	610,173	2,688	612,861				2,688	27 繰出金	2,688	<b>01 介護保険事業</b>	<b>2,688</b>
										<b>0102 介護保険特別会計繰出に要する経費</b>	<b>2,688</b>
										27 介護保険特別会計繰出金	2,688
5 国民年金費	5,355	1,815	7,170				1,815	2 給料	1,043	<b>01 国民年金事務事業</b>	<b>1,815</b>
								3 職員手当等	514	<b>0101 職員等人件費</b>	<b>1,815</b>
										2 一般職給料	1,043

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
(5 国民年金費)							4 共済費	258	3 期末手当 268 3 勤勉手当 225 3 地域手当 21 4 共済組合負担金 258
6 医療福祉費	334,032	315	334,347				1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	184 93 38	<b>01 医療福祉事業 315</b> <b>0102 医療福祉に要する経費(市単独) 315</b> 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 184 3 会計年度任用職員期末手当 50 3 会計年度任用職員勤勉手当 43 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 19 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 19
計	3,854,993	16,665	3,871,658					16,665	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	17,048	104,273	121,321	104,273				3 職員手当等	645	<b>01 子ども・子育て支援事業 104,273</b>
								10 需用費	88	<b>0103 物価高対応子育て応援手当支給に要する経費 104,273</b>
								11 役務費	1,060	3 時間外勤務手当 645
								12 委託料	880	10 消耗品費 20
								18 負担金、補助及び交付金	101,600	10 印刷製本費 68 11 通信運搬費 576 11 手数料 484 12 システム改修委託 880 18 物価高対応子育て応援手当 101,600
2 児童措置費	893,128	47,942	941,070	47,942				10 需用費	8	<b>01 児童措置事業 47,942</b>
								11 役務費	139	<b>0104 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給に要する経費 47,942</b>
								12 委託料	330	10 消耗品費 8
								13 使用料及び賃借料	165	11 通信運搬費 66 11 手数料 73
								18 負担金、補助及び交付金	47,300	12 システム改修委託 330 13 給付支援システム使用料 165 18 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金 47,300
5 児童館費	53,189	1,056	54,245				1,056	2 給料	550	<b>01 職員等人件費 1,056</b> <b>0101 職員等人件費 1,056</b>

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(5 児童館費)									2 一般職給料 550 3 通勤手当 8 3 期末手当 122 3 勤勉手当 50 3 地域手当 11 4 共済組合負担金 315	
計	2,778,156	153,271	2,931,427	152,215			1,056			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	195,679	6,098	201,777				6,098	1 報酬 287 2 給料 2,812 3 職員 手当等 1,902 4 共済費 1,097	01 職員等人件費 5,741 0101 職員等人件費 5,741 2 一般職給料 2,812 3 期末手当 1,016 3 勤勉手当 764 3 地域手当 52 4 共済組合負担金 1,097 02 生活保護等事業 357 0202 生活保護適正化推進に要する 経費 357 1 会計年度任用職員（生活保 護相談員等）報酬 287 3 会計年度任用職員期末手当 38 3 会計年度任用職員勤勉手当 32
計	841,424	6,098	847,522				6,098		

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	193,443	528	193,971				528	3 職員 手当等 528	01 職員等人件費 528 0101 職員等人件費 528 3 通勤手当 528
6 保健衛生 対策費	189,990	1,811	191,801	1,811				18 負担金 、補助 及び 交付金 1,811	01 上水道企業補助事業 1,811 0101 上水道企業補助に要する経費 1,811 18 上水道事業補助金 1,811
計	1,133,799	2,339	1,136,138	1,811			528		

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

1 農業委員 会費	60,414	350	60,764				350	3 職員 手当等 350	01 職員等人件費 350 0101 職員等人件費 350 3 期末手当 350
--------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	-----------------	--

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他			
2 農業総務費	281,369	16,862	298,231				16,862	2 給料 9,298 3 職員手当等 3,324 4 共済費 4,240	<b>01 職員等人件費 16,862</b> <b>0101 職員等人件費 16,862</b> 2 一般職給料 9,298 3 期末手当 2,012 3 勤勉手当 1,170 3 地域手当 142 4 共済組合負担金 4,240
4 農地利用対策費	37,000	104	37,104			104		1 報酬 92 3 職員手当等 12	<b>01 農地利用促進事業 104</b> <b>0102 農地中間管理に要する経費 104</b> 1 会計年度任用職員(事務補助)報酬 92 3 会計年度任用職員期末手当 6 3 会計年度任用職員勤勉手当 6
計	786,000	17,316	803,316			104	17,212		

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	107,229	226	107,455				226	4 共済費 226	<b>01 職員等人件費 226</b> <b>0101 職員等人件費 226</b> 4 共済組合追加費用等 226
2 商工振興費	335,403	226,037	561,440	226,037				11 役務費 8,000 12 委託料 18,037 18 負担金、補助及び交付金 200,000	<b>02 消費者支援事業 226,037</b> <b>0202 かすみエール生活応援商品券交付に要する経費 226,037</b> 11 通信運搬費 8,000 12 かすみエール生活応援商品券発行業務委託 14,937 12 封入封緘業務委託 3,100 18 かすみエール生活応援商品券 200,000
計	615,598	226,263	841,861	226,037			226		

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	112,460	6,641	119,101				6,641	2 給料 2,979 3 職員手当等 2,286 4 共済費 1,376	<b>01 職員等人件費 6,641</b> <b>0101 職員等人件費 6,641</b> 2 一般職給料 2,979 3 通勤手当 6 3 期末手当 1,184 3 勤勉手当 1,019 3 地域手当 77 4 共済組合負担金 1,376
計	112,460	6,641	119,101				6,641		

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2道路橋梁 新設改良 費	394,201	85	394,286				85	1報酬 3職員 手当等 4共済費	71 10 4	<b>01 市道整備事業</b> <b>0101 市道整備に要する経費</b> 1 会計年度任用職員(専門事 務)報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当 4 会計年度任用職員共済短期 給付負担金	<b>85</b> <b>85</b> 71 5 5 4
計	598,827	85	598,912				85				

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

1都市計画 総務費	81,278	3,340	84,618				3,340	2給料 3職員 手当等 4共済費	1,458 929 953	<b>01 職員等人件費</b> <b>0101 職員等人件費</b> 2 一般職給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	<b>3,340</b> <b>3,340</b> 1,458 24 541 264 100 953
計	618,977	3,340	622,317				3,340				

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

1常備消防 費	785,437	27,485	812,922				27,485	2給料 3職員 手当等 4共済費	9,646 7,476 10,363	<b>01 職員等人件費</b> <b>0101 職員等人件費</b> 2 消防職給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金 4 共済組合追加費用等	<b>27,485</b> <b>27,485</b> 9,646 577 3,753 3,062 84 7,579 2,784
計	963,099	27,485	990,584				27,485				

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2事務局費	108,295	3,260	111,555				3,260	2給料 3職員 手当等 4共済費	1,575 969 716	<b>01 職員等人件費</b> <b>0101 職員等人件費</b> 2 一般職給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 特別職期末手当	<b>3,260</b> <b>3,260</b> 1,575 42 854 32
-------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	---------------------------	---------------------	--	--

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(2事務局費)									3 地域手当 41 4 共済組合負担金 716	
計	274,911	3,260	278,171				3,260			

## (款) 9 教育費

## (項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	74,200	241	74,441				241	3 職員手当等	241	01 職員等人件費 241 0101 職員等人件費 241 3 通勤手当 241
3 図書館費	58,131	565	58,696				565	2 給料	404	01 職員等人件費 565 0101 職員等人件費 565 2 一般職給料 404
								3 職員手当等	111	3 通勤手当 6 3 期末手当 55 3 勤勉手当 45 3 地域手当 5
								4 共済費	50	4 共済組合負担金 50
4 文化振興費	99,927	2,256	102,183				2,256	2 給料	792	01 職員等人件費 2,256 0101 職員等人件費 2,256 2 一般職給料 792
								3 職員手当等	793	3 通勤手当 70 3 期末手当 196 3 勤勉手当 513 3 地域手当 14
								4 共済費	671	4 共済組合負担金 671
計	249,056	3,062	252,118				3,062			

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,718 (3.45)	3,846	34,568	6,624	41,192
	議員	16	52,620		17,650 (3.45)		70,270	13,945	84,215
	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,368	3,846	186,100	21,002	207,102
補正前	長等	3		23,004	7,607 (3.45)	3,846	34,457	6,624	41,081
	議員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	13,945	83,963
	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,005	3,846	185,737	21,002	206,739
比較	長等				111		111		111
	議員				252		252		252
	その他の特別職								
	計				363		363		363

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	362 (19) 【 169】	【 281,601】	1,547,214	1,161,940 【 100,223】	2,709,154 【 381,824】	510,832 【 59,894】	3,219,986 【 441,718】
補正前	362 (19) 【 169】	【 280,802】	1,508,566	1,130,165 【 99,998】	2,638,731 【 380,800】	485,547 【 59,870】	3,124,278 【 440,670】
比較		【799】	38,648	31,775 【225】	70,423 【1,024】	25,285 【 24】	95,708 【1,048】

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	
	補正後		43,824	360,460	299,536	17,065	29,116	80,912	4,063	54,422
	補正前		43,824	346,837	291,034	17,065	27,592	80,267	4,063	54,422
	比較			13,623	8,502		1,524	645		
職員 手当 等の 内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
	補正後		1,083	27,250	6,351	197,709	5,009	35,140		
	補正前		1,083	27,250	6,351	190,899	5,009	34,469		
	比較					6,810		671		

### 議案第3号

#### 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,025,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月14日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		805,639	245	805,884
	2 国 庫 補 助 金	143,652	245	143,897
5 県 支 出 金		577,869	122	577,991
	3 県 補 助 金	27,326	122	27,448
7 繰 入 金		639,328	2,688	642,016
	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,595	2,688	603,283
歳 入 合 計		4,022,630	3,055	4,025,685

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,337	2,418	75,755
	1 総務管理費	42,743	2,418	45,161
4 地域支援事業費		169,915	637	170,552
	4 包括的支援事業・任意事業費	123,735	637	124,372
歳 出 合 計		4,022,630	3,055	4,025,685

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	887,716	0	887,716
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	805,639	245	805,884
4 支払基金交付金	1,019,793	0	1,019,793
5 県支出金	577,869	122	577,991
6 財産収入	259	0	259
7 繰入金	639,328	2,688	642,016
8 繰越金	15,440	0	15,440
9 諸収入	11,874	0	11,874
10 介護サービス収入	2	0	2
11 市債	64,709	0	64,709
歳入合計	4,022,630	3,055	4,025,685

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	73,337	2,418	75,755				2,418
2 保 険 給 付 費	3,753,176	0	3,753,176				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	169,915	637	170,552	367			270
5 基 金 積 立 金	259	0	259				
6 諸 支 出 金	15,942	0	15,942				
7 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	4,022,630	3,055	4,025,685	367			2,688

## 2 歳 入

## (款) 3 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	43,114	245	43,359	1 現 年 度 分	245	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	143,652	245	143,897			

## (款) 5 県支出金

## (項) 3 県補助金

2地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	21,557	122	21,679	1 現 年 度 分	122	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	27,326	122	27,448			

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

3地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	21,557	122	21,679	1 現 年 度 分	122	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
5その他一般会計繰入金	72,411	2,566	74,977	1 職員給与費等繰入金	2,566	職員給与費等繰入金
計	600,595	2,688	603,283			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	42,743	2,418	45,161				2,418	2 給料 1,012	<b>01 職員等人件費</b> <b>2,418</b>	
								3 職員手当等 834	<b>0101 職員等人件費</b> <b>2,418</b>	
								4 共済費 572	2 一般職給料 1,012	
									3 通勤手当 116	
									3 住居手当 68	
									3 期末手当 264	
									3 勤勉手当 222	
									3 退職手当 136	
									3 地域手当 28	
									4 共済組合負担金 572	
計	42,743	2,418	45,161				2,418			

(款) 4 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業・任意事業費

1 地域包括支援センター費	65,961	316	66,277	183			133	2 給料 153	<b>01 職員等人件費</b> <b>316</b>
								3 職員手当等 86	<b>0101 職員等人件費</b> <b>316</b>
								4 共済費 77	2 一般職給料 153
									3 期末手当 34
									3 勤勉手当 28
									3 退職手当 21
									3 地域手当 3
									4 共済組合負担金 77
4 在宅医療・介護連携推進事業費	5,951	239	6,190	138			101	2 給料 140	<b>01 職員等人件費</b> <b>239</b>
								3 職員手当等 77	<b>0101 職員等人件費</b> <b>239</b>
								4 共済費 22	2 一般職給料 140
									3 期末手当 30
									3 勤勉手当 25
									3 退職手当 19
									3 地域手当 3
									4 共済組合負担金 22
6 認知症総合支援事業費	6,431	82	6,513	46			36	3 職員手当等 82	<b>01 職員等人件費</b> <b>82</b>
									<b>0101 職員等人件費</b> <b>82</b>
									3 通勤手当 82
計	123,735	637	124,372	367			270		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計		
補 正 後	長 等 議 員							
	その他の特別職	15	4,318			4,318		4,318
	計	15	4,318			4,318		4,318
補 正 前	長 等 議 員							
	その他の特別職	15	4,318			4,318		4,318
	計	15	4,318			4,318		4,318
比 較	長 等 議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	8 (0) 【3】	【7,420】	29,602	19,704 【2,845】	49,306 【10,265】	9,445 【1,764】	58,751 【12,029】
補正前	8 (0) 【3】	【7,420】	28,297	18,625 【2,845】	46,922 【10,265】	8,774 【1,764】	55,696 【12,029】
比 較			1,305	1,079	2,384	671	3,055

( )内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		6,600	5,544	536	593	1,401		422				3,998		610
	補正前			6,272	5,269	468	395	1,401		422			3,822		576
	比 較			328	275	68	198						176		34

## 議案第4号

### 令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,042,618千円	1,811千円	1,044,429千円
第2項 営業外収益	93,405千円	1,811千円	95,216千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	1,040,761千円	3,221千円	1,043,982千円
第1項 営業費用	995,047千円	3,221千円	998,268千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 65,063千円

令和8年1月14日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			1,042,618	1,811	1,044,429	
	2. 営業外収益		93,405	1,811	95,216	
		1. 他会計補助金	25,000	1,811	26,811	

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			1,040,761	3,221	1,043,982	
	1. 営業費用		995,047	3,221	998,268	
		1. 原水及び浄水費	449,733	385	450,118	
		4. 総係費	164,282	2,836	167,118	

令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業			1,042,618	1,811	1,044,429			
収益	2. 営業外		93,405	1,811	95,216			
		1. 他会計	25,000	1,811	26,811			
	補助金					1. 一般会計 補助金	1,811	水道基本料金減免に係る一般会計 補助金の増

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費			1,040,761	3,221	1,043,982			
	1. 営業費用		995,047	3,221	998,268			
		1. 原水及び 浄水費	449,733	385	450,118			
						1. 給料	169	給与の改定に伴う増
						2. 手当	134	給与の改定に伴う増
					5. 法定福利費	82	給与の改定に伴う増	
		4. 総係費	164,282	2,836	167,118			
						2. 給料	368	給与の改定に伴う増
						3. 手当	657	給与の改定に伴う増
						16. 委託料	1,811	水道基本料金減免に係るシステム 改修に要する費用

令和7年度 かすみがうら市水道事業会計給与明細書

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計	
	特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	0	5	68	23,288		17,344	40,700	7,899	48,599
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,080		5,713	13,793	2,671	16,464
	合 計	0	7	68	31,368		23,057	54,493	10,570	65,063
補正前	損益勘定支弁職員	0	5	68	22,751		16,553	39,372	7,817	47,189
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,080		5,713	13,793	2,671	16,464
	合 計	0	7	68	30,831		22,266	53,165	10,488	63,653
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	537		791	1,328	82	1,410
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0		0	0	0	0
	合 計	0	0	0	537		791	1,328	82	1,410

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,213	804	240	728	654	0	970	0	0
	補正前	971	576	240	642	652	0	970	0	0
	比較	242	228	0	86	2	0	0	0	0
手当の内訳	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職員 特別勤務手当	地域手当					合 計
	補正後	13,437	4,297	48	666					23,057
	補正前	13,289	4,227	48	651					22,266
	比較	148	70	0	0					791

議案第5号

令和7年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	1, 326, 220千円	1, 015千円	1, 327, 235千円
第1項 営業費用	1, 220, 656千円	1, 015千円	1, 221, 671千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 48,925千円

令和8年1月14日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和7年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			1,326,220	1,015	1,327,235	
	1. 営業費用		1,220,656	1,015	1,221,671	
		4. 農業集落排水処理 施設費	96,691	496	97,187	
		10. 総係費	91,593	519	92,112	

令和7年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 下水道事業費用			1,326,220	1,015	1,327,235			
	1. 営業費用		1,220,656	1,015	1,221,671			
		4. 農業集落 排水処理 施設費	96,691	496	97,187			
						1. 給料	496	給与の改定に伴う増
		10. 総係費	91,593	519	92,112			
						2. 給料	519	給与の改定に伴う増

令和7年度かすみがうら市下水道事業会計給与明細書

(単位：千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計	
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃金	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	0	4【1】	2,309	14,970	0	10,962	28,241	5,034	33,275
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,091	0	5,071	13,162	2,488	15,650
	合計	0	6【1】	2,309	23,061	0	16,033	41,403	7,522	48,925
補正前	損益勘定支弁職員	0	4【1】	2,309	13,955	0	10,962	27,226	5,034	32,260
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,091	0	5,071	13,162	2,488	15,650
	合計	0	6【1】	2,309	22,046	0	16,033	40,388	7,522	47,910
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	1,015	0	0	1,015	0	1,015
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	1,015	0	0	1,015	0	1,015

(単位：千円)

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	422	156	0	0	321	0	700	0	0
	補正前	422	156	0	0	321	0	700	0	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手当の内訳	区分	期末勤勉手当	退職手当負担金	地域手当						合計
	補正後	11,002	2,978	454						16,033
	補正前	11,002	2,978	454						16,033
	比較	0	0	0						0

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>392,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>440,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>492,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>555,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>634,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>740,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>864,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>440,000円</u>	3	<u>492,000円</u>	4	<u>555,000円</u>	5	<u>634,000円</u>	6	<u>740,000円</u>	7	<u>864,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>405,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>455,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>508,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>574,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>655,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>765,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>893,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	4	<u>574,000円</u>	5	<u>655,000円</u>	6	<u>765,000円</u>	7	<u>893,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>392,000円</u>																																
2	<u>440,000円</u>																																
3	<u>492,000円</u>																																
4	<u>555,000円</u>																																
5	<u>634,000円</u>																																
6	<u>740,000円</u>																																
7	<u>864,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>405,000円</u>																																
2	<u>455,000円</u>																																
3	<u>508,000円</u>																																
4	<u>574,000円</u>																																
5	<u>655,000円</u>																																
6	<u>765,000円</u>																																
7	<u>893,000円</u>																																
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には</u></p>																																

	<p><u>は100分の97.5</u>』と、同条例第21条第2項第1号中「<u>、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>』とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90</u>』とする。</p>
--	--

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>』とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の95を、12月に支給する場合には100分の97.5</u>』と、同条例第21条第2項第1号中「<u>、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>』とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90</u>』とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>』とあるのは「<u>100分の96.25</u>』と、同条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>』とあるのは「<u>100分の88.75</u>』とする。</p>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例</p>	<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例</p>

<p>第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
--	---

**かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第4条関係)**

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の</p>

<p>てこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
--	--

**かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第5条関係)**

改正前	改正後
<p>(通勤手当) 第12条の4 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア及びイ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <b><u>7,100円</u></b> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <b><u>10,000円</u></b> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <b><u>12,900円</u></b></p>	<p>(通勤手当) 第12条の4 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア及びイ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <b><u>7,300円</u></b> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <b><u>10,400円</u></b> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <b><u>13,500円</u></b></p>

<p>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <b><u>15,800 円</u></b></p> <p>キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <b><u>18,700 円</u></b></p> <p>ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <b><u>21,600 円</u></b></p> <p>ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <b><u>24,400 円</u></b></p> <p>コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <b><u>26,200 円</u></b></p> <p>サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <b><u>28,000 円</u></b></p> <p>シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <b><u>29,800 円</u></b></p> <p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 である職員 <b><u>31,600 円</u></b></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <b><u>16,600 円</u></b></p> <p>キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <b><u>19,700 円</u></b></p> <p>ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <b><u>22,800 円</u></b></p> <p>ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <b><u>25,900 円</u></b></p> <p>コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <b><u>29,100 円</u></b></p> <p>サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <b><u>32,300 円</u></b></p> <p>シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <b><u>35,500 円</u></b></p> <p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 である職員 <b><u>38,700 円</u></b></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>
<p>(宿日直手当)</p> <p>第 18 条 宿日直勤務を命ぜられた職員に は、その勤務 1 回につき <b><u>4,400 円</u></b> を超え ない範囲内において、規則で定める額を 宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第 18 条 宿日直勤務を命ぜられた職員に は、その勤務 1 回につき <b><u>4,700 円</u></b> を超え ない範囲内において、規則で定める額を 宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <b><u>100 分の 125</u></b> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の在職期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>6 月に支給する場合には 100 分の 125 を、 12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u></b></p>

<p>間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<b>100分の70</b>」と、<b>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と</b>する。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <b>100分の105</b> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <b>100分の50</b> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<b>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</b> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<b>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給</b></p>

3～5 (略)	<p><b>する場合には 100 分の 52.5</b> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---------	--

**かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第6条関係)**

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第 12 条の 4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700 円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 12 条の 4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 <b><u>65 キロメートル未満</u></b>である職員 38,700 円</p> <p><b><u>セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員</u></b> <b><u>42,200 円</u></b></p> <p><b><u>ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員</u></b> <b><u>45,700 円</u></b></p> <p><b><u>タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員</u></b> <b><u>49,200 円</u></b></p> <p><b><u>チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上</u></b></p>

	<p><u>85 キロメートル未満である職員</u> <u>52,700 円</u></p> <p><u>ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上</u> <u>90 キロメートル未満である職員</u> <u>56,200 円</u></p> <p><u>テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上</u> <u>95 キロメートル未満である職員</u> <u>59,600 円</u></p> <p><u>ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上</u> <u>100 キロメートル未満である職員</u> <u>63,000 円</u></p> <p><u>ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上</u> <u>である職員 66,400 円</u></p>
<p>(3) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p><u>5 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員の</u> <u>うち、自動車の駐車のための施設等で規</u> <u>則で定めるものを利用し、その料金を負</u> <u>担することを常例とする職員に対し、</u> <u>5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たり</u> <u>の料金に相当する額として規則で定める</u> <u>額を支給する。</u></p>
<p><u>5～9</u> (略)</p>	<p><u>6～10</u> (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6</u> <u>月に支給する場合には 100 分の 125 を、12</u> <u>月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗 じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期 間における職員の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100</u> <u>分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> <u>分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以 前 6 箇月以内の期間における職員の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100</u> <u>分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u></p>

<p><b>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</b></p> <p>4～6 (略)</p>	<p><b>」とする。</b></p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<b>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<b>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <b>100分の106.25</b> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <b>100分の51.25</b> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

**かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第7条関係)**

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手	(フルタイム会計年度任用職員の期末手

<p>当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b>100分の125</b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b>100分の125</b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>

**かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第8条関係)**

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手	(フルタイム会計年度任用職員の期末手

<p>当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>100分の126.25</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b><u>100分の126.25</u></b>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>